

第 59 号

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木村敬

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成11年熊本県条例第58号）の一部を次のように改正する。

別表第16号事務の欄(12)中「第51条第3項」を「第51条第4項」に改め、同欄(13)中「第51条第4項及び第5項」を「第51条第5項及び第6項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日又は食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律（令和6年法律第62号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

（提案理由）

農地法（昭和27年法律第229号）の一部改正に伴い、関係規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。